

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)

2013年4月1日以降
補償開始契約用
(2013年4月版)

グループ傷害保険をご契約いただくお客さまへ

AIU損害保険株式会社

(必ずお読みください。▲印を記載した項目はお客さまにとって特に重要な情報ですのでご注意ください。ご質問・ご相談などのお問合せ先につきましては、最終ページにてご確認ください。)

契約概要のご説明

この「契約概要」は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただいたうえでお申し込みください。

また、この説明書はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、保険の約款、パンフレットなどにてご確認ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組み

「グループ傷害保険」は、被保険者(保険の対象となる方)が就業中(通常経路による通勤途上を含みます。)に急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガに対して保険金をお支払いする保険です。(その他の特約をセットされる場合は、「3. セットできる主な補償・特約およびその概要」をご確認ください。)

2. 補償の内容

保険金をお支払いする主な場合、お支払いできない主な場合を記載しています。ご契約の条件(特約など)によっては異なる場合がございますので、詳細は保険の約款、パンフレットなどにてご確認ください。

(1) 保険金をお支払いする主な場合

「グループ傷害保険」では、被保険者(保険の対象となる方)が就業中(通常経路による通勤途上を含みます)に被った以下の身体の障害について保険金をお支払いします。

死亡保険金	事故の発生の日から180日以内(事故の発生の日を含めて数えます。以下同様とします。)に死亡された場合に、保険金額(ご契約金額)の全額をお支払いします。ただし、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金額を差し引いた残額をお支払いします。
後遺障害保険金 (※1)	事故の発生の日から180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、保険金額の3%~100%をお支払いします。ただし、保険期間(保険のご契約期間)を通じて合算し、保険金額が限度となります。
重度後遺障害 保険金	事故の発生の日から180日以内に身体に重度後遺障害(注)を生じ、後遺障害保険金が支払われた場合で、事故の発生の日から180日を経過した時点で生存している場合に、既にお支払われた後遺障害保険金と同額を追加してお支払いします。 (注)重度後遺障害とは、同一の事故による身体の障害に対する支払われた後遺障害保険金において78%以上の割合が支払われた後遺障害をいいます。
入院保険金	事故の発生の日から180日以内に入院(注)された場合に、入院保険金日額に入院日数を乗じた金額をお支払いします。ただし、事故の発生の日から180日以内の入院に限ります。 (注)「入院」とは治療が必要な場合において、自宅などでの治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
手術保険金 (※2)	入院保険金をお支払いする場合で、治療のために事故の発生の日から180日以内に保険の約款に記載された手術を受けられた場合に、その手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍の額をお支払いします。なお、1事故につき1回の手術がお支払いの対象となります。

通院保険金	事故の発生の日から180日以内に通院(注)された場合に、通院保険金日額に通院した日数(90日限度)を乗じた金額をお支払いします。ただし、平常の生活または業務に従事することに支障がない程度に身体の障害がなおった時以降の通院に対しては、保険金をお支払いできません。 (注)「通院」とは治療が必要な場合において、病院または診療所に通い、医師の治療を受けることをいいます。(往診を含みます。)
-------	---

(※1) 後遺障害保険金の支払対象拡大に関する特約が自動的にセットされます。

(※2) 入院保険金をセットされる場合に、自動的にセットされます。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合▲

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失により被ったケガ(注1)
 - ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被ったケガ
 - ③ 被保険者の無資格運転(走行以外の操作を含みます。)、酒酔い運転(アルコールの影響により正常な運転ができない恐れがある状態をいいます。)、麻薬などの影響下で自動車等(注2)の運転中に被ったケガ
 - ④ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって被ったケガ
 - ⑤ 被保険者の妊娠・出産・早産または流産を原因としたケガ
 - ⑥ 戦争、暴動などによって被ったケガ
 - ⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被ったケガ
 - ⑧ 核燃料物質などの有害な特性により被ったケガ
 - ⑨ むちうち症(頸部症候群)または腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの・・・など
- (注1) 「故意または重大な過失によって被ったケガ」とは、例えば自傷行為や適正な安全対策を行なうことなく高所にのぼり飛び降りるといったような行為などにより被ったケガをいいます。
- (注2) 自動車(クレーン車等の工作用自動車その他これらに類する自動車を含みます。)または原動付自転車をいいます。

3. セットできる主な補償・特約およびその概要

セットできる主な補償・特約は、次のとおりです。商品やプランによりセットできる補償・特約が異なりますので、詳細につきましては、保険の約款、パンフレットなどにてご確認ください。

地震・噴火・津波危険補償特約
地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被ったケガを補償します。
傷害医療費用補償特約
記名式契約の場合、保険期間開始日時点において満70才以上の被保険者(保険の対象となる方)については、1事故あたりの5,000円が自己負担額となります。
被保険者が、就業中(通勤経路による通勤途上を含みます。)の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で医師の治療を受けた場合に、実際にご負担になった下記の費用をお支払いします。ただし、1回の事故につきご契約の保険金額を限度とし、公的医療保険制度や労働者災害補償制度から給付を受けたり、第三者から損害賠償金を受けた場合は、それらの金額を差し引いた額をお支払いします。また、事故の発生の日から365日を経過した後の費用については保険金をお支払いしません。
・治療のために病院などに支払った費用
・入院・転院・退院のための移送費用、交通費
・その他治療のために被保険者以外の医師が必要と認めた費用
疾病入院医療保険金支払特約、疾病入院医療費用補償特約、疾病入院療養一時金支払特約
被保険者が保険期間中(保険のご契約期間中)に病気になる場合、その病気を原因として入院(注)された場合に保険金をお支払いします。なお、保険金は被保険者本人またはその遺族の方にお支払いします。また、保険期間の開始時(保険期間の開始後新たに被保険者となった方については、その対象となったとき)より以前に発病した病気については保険金をお支払いしません。
(注) 疾病入院医療保険金支払特約、疾病入院医療費用補償特約は入院が2日以上継続した場合、疾病入院療養一時金支払特約は、継続してご契約の日数以上の入院が必要であると診断された場合にお支払いします。
なお、疾病入院医療費用補償特約の場合、先進医療費用(先進医療にかかる「技術料」および「交通費」)については、日帰り入院または通院も対象となります。

(ご注意 1) 被保険者について

被保険者になれるのは、事業主・役員・正社員・常雇用のパート・アルバイトの方となります。

なお、非常勤役員または非常勤雇用のパート・アルバイトの方は被保険者となれません。(非常勤とは、ケガまたは病気を被った時から、その直前6か月における週あたりの平均労働日数が3日未満、または週あたりの平均労働時間が15時間未満のいずれかに該当する方をいいます。)

(ご注意 2) 疾病を補償する特約のご契約内容の変更について

疾病を補償する特約のご契約内容の変更(特約を追加または削除したり、保険金額を増額または減額することをいいます。)をされた場合、ご契約の変更前に発病された病気により、ご契約の変更後に入院された場合、発病された時(変更前)および入院された時(変更後)のご契約内容で保険金を算出し、いずれか低い額をお支払いします。

4. 保険期間

「グループ傷害保険」の保険期間(保険のご契約期間)は、1年間です。実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、申込書にてご確認ください。なお、保険契約の満期日(保険期間の終了日)の管理とご継続の手続きは、原則として保険契約者ご自身で行っていただくこととなりますのでご了承ください。

5. 引受条件(保険金額など)

- (1) 被保険者(保険の対象となる方)の年齢・年収などに照らして、適正な金額となるように設定してください。
- (2) 次の①、②のいずれか一方でも該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、お客さまがご契約されている同一の補償を提供する他の保険契約(共済を含みます。)と合算して1,000万円までとなります。
 - ①被保険者が保険期間(保険のご契約期間)開始時点で15才未満の場合
 - ②被保険者が5名以下の記名式契約で保険契約者と被保険者が異なる場合(注)
(注)ただし、②については、死亡保険金受取人指定に被保険者の同意がある場合は対象となりません。
- (3) 入院保険金、通院保険金、および各特約は、他の補償項目の保険金額や年齢、職業・職務内容などにより、保険金額(保険のご契約金額)に上限や制限がありますので、あらかじめご了承ください。

6. 保険料

保険料は、保険金額(ご契約金額)、保険期間(保険のご契約期間)、職業・職務内容などにより決定されます。実際にお客さまが払込みをされる保険料につきましては、申込書にて必ずご確認ください。

7. 保険料の払込み

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払込む一時払と、複数の回数に分けて払込む分割払があります。分割払の場合には、分割回数により保険料が割増となります。

保険料の払込手段は、現金払、口座振替、口座振込、コンビニエンスストア払、Pay-easy(ペイジー:日本マルチペイメントネットワーク運営機構が運営する電子的に支払いを行う仕組みをいいます。)などがあります。ご契約ごとにお選びいただける払込方法・払込手段の中から、お客さまのご希望にあったものをお選びください。コンビニエンスストア払やPay-easyを利用して保険料をお支払いいただく場合、お支払い手続きを完了した時点が弊社の保険料領収日となります。払込みの控えは保険証券がお手元に届くまで大切に保管ください。

8. 解約時の返還保険料の有無▲

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または弊社にご連絡ください。解約される時期により、ご契約の保険期間(保険のご契約期間)のうち経過していない期間の保険料を返還する場合や、払い込まれていない保険料があるときは、その保険料をご請求する場合があります。また、返還保険料としてお支払いする保険料は、多くの場合払込保険料の合計額より少ない金額となり、返還保険料がない場合もありますのであらかじめご了承ください。なお、解約時の返還保険料の計算方法につきましては、下記弊社ホームページにてご確認ください。取扱代理店または弊社までお問い合わせください。(URL <http://www.aiu.co.jp/business/policydoc/rp>)

注意喚起情報のご説明

この「注意喚起情報」は、ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただいたうえでお申し込みください。

また、この説明書は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご不明な点につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

1. クーリングオフ(契約申込みの撤回またはご契約の解除)

「グループ傷害保険」はクーリングオフの対象外の契約となります。

2. 告知義務および通知義務など▲

(1) 告知義務

ご契約者や被保険者(保険の対象となる方)にはお申し込みの際に危険に関する重要な事項のうち、弊社が申込書の「告知事項」欄に記載いただくよう求めた事項(告知事項)に対し、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項は次のとおりですが、詳細は申込書・明細書にてご確認ください。

- ①過去における傷害保険金請求・受領の有無
- ②同一の補償内容を提供する他の保険契約(共済を含みます)へのご加入の有無
- ③職業・職務内容
- ④年齢

弊社では、主に「告知事項」欄にご回答いただいた内容に基づいて、ご契約のお引受が可能かを判断させていただいています。他にご契約者との公平性を保つため、ご回答いただいた内容によっては、新規・継続にかかわらず、保険金額(ご契約金額)やセットする特約を変更いただく場合や、ご契約をお断りする場合があります。また、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったり事実と異なることを告げた場合には、「告知義務違反」として保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがありますので、ご注意ください。なお、弊社の損害保険募集人は保険契約締結の代理権、告知の受領権を有しています。

(2) 通知義務

ご契約後、次の変更などが生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知ください。

- ①被保険者(保険の対象となる方)の職業・職務内容が変更となる場合
- ②被保険者が新たに職業について場合または職業をやめた場合

故意または重大な過失によって遅滞なくご通知いただけなかった場合、変更の後に発生した事故によるケガに対しては保険金を削減してお支払いすることがあります。また、ご通知いただいた職業または職務内容によっては、追加保険料を払込みいただくことがあります。ご契約者が追加保険料の払込を相当の期間怠った場合は、弊社はご契約を解除させていただく場合がありますのでご注意ください。

(3) 死亡保険金受取人

保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。特定の方を死亡保険金受取人に指定する場合は、必ず被保険者の同意を得てください。同意のないままご契約された場合には、保険契約は無効(注)となりますのでご注意ください。(被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。)保険期間の途中で死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に変更される場合は、必ず被保険者の同意を得て、弊社へ書面にてご通知ください。(ご契約者の法律上有効な遺言による死亡保険金受取人指定も可能です。その場合、ご契約者の遺言が効力を生じた後その法定相続人が、被保険者の同意を得て、弊社へご通知ください。)なお、その通知が弊社に到達する前に弊社が死亡保険金をお支払いした場合は、その後で保険金の請求を受けてもお支払いできません。

(注)「無効」とは、この保険契約の全部の効力を、保険期間(保険のご契約期間)の開始日にさかのぼって失うことをいいます。

3. 責任開始日

- (1) 保険責任は保険期間(保険のご契約期間)の初日午後4時(申込書またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に始まります。
- (2) 保険料は、初回保険料の口座振替に関する特約などの所定の特約をセットした場合を除き、ご契約およびご契約の変更と同時に払い込みください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または弊社が保険料を領収する前に生じたケガに対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

4. 保険金をお支払いできない主な場合▲

「契約概要のご説明」にある「2. 補償の内容(2) 保険金をお支払いできない主な場合▲」をご確認ください。

5. 保険料の払込猶予期間など

分割払の場合、第2回目以降の分割保険料は、毎月の払込期日(注)までに払い込んでいただきます。払込期日

の属する月の翌月末日までに分割保険料の払込みがない場合には、その払込期日の翌日以後に発生した事故によるケガなどに対しては保険金をお支払いできない場合があります。また、ご契約を解除させていただく場合がありますのでご注意ください。

(注) 口座振替の場合、金融機関所定の振替日が保険料払込期日となります。

6. 解約時の返還保険料

解約時の返還保険料につきましては、「契約概要のご説明」にある「8. 解約時の返還保険料の有無▲」をご確認ください。

7. 保険会社破綻時の取扱い

- (1) 保険契約を引き受けている損害保険会社の経営が破綻した場合には、保険金のお支払いや解約時の返還保険料などのお支払いが一定期間凍結されたり金額が削減されることがあります。
- (2) 損害保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象種目であり、保険金、解約時の返還保険料などは原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

8. 個人情報の取扱い

- (1) 個人情報の利用目的

弊社はこのご契約に関する個人情報を以下の目的のため利用します。

- ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③弊社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

- (2) 個人情報の提供

あらかじめ本人が同意されている場合のほか、次の場合にご本人の個人情報を外部に提供することがあります。

- ①利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部（弊社代理店を含みます。）へ委託する場合
- ②再保険（再々保険以降の出再を含みます。）のため、再保険を取り扱う他の会社に提供する場合
- ③ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する制度に登録するなど、保険制度の健全な運営に必要と考えられる場合
- ④事故発生の際、この保険契約および保険金請求に関する事項について損害保険会社などの間で確認する場合（同一の損害または費用に対して他の保険契約などがあり、損害保険会社などに求償するために確認する場合を含みます。）
- ⑤保険金のお支払いのために必要な範囲内において、保険事故の関係者（当事者、医療機関、修理業者など）に提供する場合
- ⑥その他法令に根拠がある場合

- (3) 個人情報の取扱いに関するお問合せ先

AIU お問合せ窓口：電話 0120-336-112（通話料無料）

（受付時間：土・日・祝日・年末年始を除く 午前9時～午後5時）

弊社の個人情報の取扱い（プライバシーポリシー）の詳細は、弊社ホームページをご覧ください。

（URL: <http://www.aiu.co.jp>）

その他のご注意

1. お申込みの際にご注意いただきたいこと

- (1) 申込書記載事項に誤りがないか「ご記名・ご捺印」または「ご署名」される前にもう一度ご確認ください。特に、告知事項欄に回答いただいた内容は、必ずご確認をお願いします。
- (2) 保険契約成立後、保険契約者（保険契約の申込みをする方）が、保険契約を解約する権利や保険料を払い込む義務があります。保険契約では、初回保険料の口座振替に関する特約など所定の特約をセットした場合を除き、保険会社（代理店）が保険料を領収してはじめて保険金お支払いの責任を負うことになっています。

保険料（分割払の場合は第1回分割保険料）は必ずご契約と同時ににお払い込みください。

- (3) 人数式（個々の被保険者名（保険の対象となる方）を申込書に記載せず、保険契約締結時において被保険者の人数により契約する方式）でご契約の場合、被保険者の増減員や入替りのたびの報告は必要ありませんが、被保険者数確認日の直前1か月間で被保険者数が最大となった日の人数を毎月ご報告いただき、保険料を精算する必要があります。被保険者が契約締結時より増員し保険料を精算されなかった場合で、保険金のお支払事由が発生した際には、保険金を削減してお支払いすることがあります。

2. ご契約後にご注意いただきたいこと

- (1) 保険証券の保管

保険証券は、保険契約の内容を記載している重要な書類です。保険証券の表示内容および添付されている保険約款などをご確認のうえ、大切に保管してください。

万一、内容が異なっている場合は取扱代理店または弊社までご連絡ください。

- (2) ご契約内容の変更

「注意喚起情報のご説明」にある「2. 告知義務および通知義務など▲」(2) 通知義務 にあるような変更が生じた場合、または保険契約者および被保険者（保険の対象となる方）の住所が変わる場合は、遅滞なく代理店または弊社にご通知ください。

- (3) 被保険者からの解除請求

被保険者（保険の対象となる方）がご契約者以外の方である場合において、次の事から該当する場合、ご契約者は被保険者の解約請求に基づいて解約の手続きを取らなければなりません。なお、①の場合のみ、被保険者本人が解約の手続きをとることが可能になります。解約となった場合、弊社からご契約者に通知します。

- ①この保険契約の被保険者となることに同意していなかった場合
- ②ご契約者または保険金受取人が、保険金の取得を目的とした事故またはそれと同程度の被保険者の信頼を損なう重大な事から発生させた（未遂を含みます。）場合 …… など

- (4) 重大な理由による解除

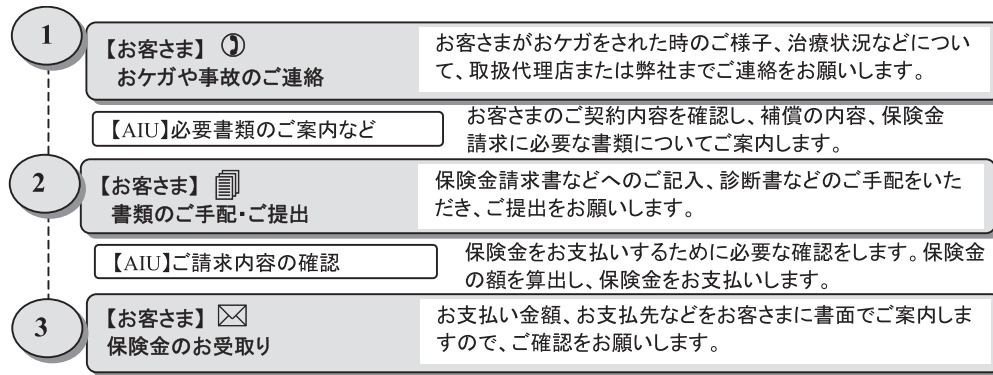
保険金の取得を目的とした事故を起こす、詐欺行為を行う、多重契約により被保険者の保険金額（ご契約金額）が著しく過大となるなど、弊社がご契約を継続させることが困難と判断せざるを得なくなった場合は、保険契約を解除することがありますので、ご注意ください。なお、これらが発生した時以降の事故に対しては、保険金をお支払いできません。

- (5) 補償内容を変更する場合

保険期間の途中で、補償内容の見直しなど保険契約の内容を変更される場合は、保険料を追加で請求または返還させていただくことがあります。

3. 事故が起きた場合

- (1) 保険金お支払いまでの流れ（事故の内容や状況などによっては異なった流れとなる場合もあります。）



- (2) 事故発生時のご注意

①おケガをされた場合は、その原因となった事故の日よりその日を含めて30日以内に取扱代理店または弊社にご連絡ください。

- ②高度障害状態などの事情により、被保険者（保険の対象となる方）または保険金を受けるべき方が保険金を請求できない場合は、所定の条件を満たす配偶者または親族などの方が代理人として保険金の請求を行うことができます。
- ③正当な理由なく30日以内に事故発生のご通知をいただけない場合や、弊社に事故の内容をご通知いただく際知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合などには、弊社がそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますので、ご注意ください。

(3) 保険金の請求手続き

保険金のご請求に必要な主な書類は次のとおりです。お支払いする保険金の種類や事故の内容または損害の額などにより異なりますので、事故のご連絡をいただいた後に詳しくご案内します。また、弊社が行う調査へのご協力をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

各保険金共通	保険金の請求書、傷害状況報告書、医療情報・個人情報に関わる調査の同意書、(必要に応じて) 印鑑証明書、保険証券
事故の発生状況や、保険金お支払いの対象となる事故かを確認する書類	事故の種類や発生場所ごとに公の機関（やむを得ない場合は第三者）の発行する証明書（交通事故証明書、盗難・焼失など公的機関が発行する証明書、名簿／主催者発行の証明書 など） 免許証などの資格証明書 など
死亡を確認する書類	死亡診断書、除籍謄本／戸籍謄本 など
後遺障害の程度を確認する書類	後遺障害診断書、検査資料（画像・病理などの臨床検査記録）など
入院・手術・通院の状況を確認する書類	傷害診断書、治療費用領収書または診療報酬明細書 など
法定相続人を確認する書類	法定相続権者からの委任状、戸籍謄本、印鑑証明書 など
保険金の代理請求を確認する書類	代理請求者の資格確認書類（戸籍謄本、印鑑証明書 など）

(4) 保険金お支払いの時期

保険金のご請求に必要な書類が揃った日（請求完了日）からその日を含めて30日以内に、おケガの程度や保険金のお支払い対象となる事故が否かなど、保険金のお支払いに必要な確認を終えて保険金をお支払いします。ただし、下記①～⑤の照会、調査が必要な場合は、請求完了日からその日を含めて下記に定める日数を経過する日までに保険金をお支払いすることがありますので、その場合は、別途お客さまにご案内します。

①	事故の原因や状況、おケガの程度や治療内容、保険金お支払いの対象となるか否かなどを確認するための、警察、消防などの公の機関による捜査・調査結果の照会	180日
②	事故の原因や状況、おケガの程度や治療内容、保険金お支払いの対象となるか否かなどを確認するための、医療、検査機関などの専門機関による診断、鑑定結果の照会	90日
③	後遺障害の内容、およびその程度を確認するための医療機関による診断、専門機関による認定審査の結果の照会	120日
④	災害救助法が適用された地域において、事故の原因や状況、おケガの程度や治療内容、保険金お支払いの対象となるか否かなどを確認するための調査	60日
⑤	日本国外での事故など、日本国内で必要な確認がとれない場合の日本国外における調査	180日

なお、被保険者または保険金を受け取るべき方が、正当な理由なく調査を妨げたり、必要な協力を行わないなどにより調査が遅滞した場合は、それにより遅延した期間は、上記の日数には算入されません。

(5) 同一の補償内容を提供する他の保険契約がある場合のお支払い方法

ケガの治療費用など、被保険者が実際に支払った費用などを補償する特約等については、同一の補償内容を提供する他の保険契約（共済を含みます。）がある場合でも、弊社は独立して保険金をお支払いします。ただし、弊社が保険金をお支払いする前に他の保険契約より保険金が支払われるときは、その金額を損害・費用の額から差し引いて保険金をお支払いします。同一の補償内容を提供する他の保険契約（共済を含みます。）と重複して補償を受けることはできませんのでご注意ください。

万一、他の保険契約および弊社より重複して同一の補償を受けられた場合は、弊社がお支払いした保険金の全額または一部を返還していただくことがあります。詳細は保険の約款にてご確認ください。

(6) 保険金ご請求の期限（時効）

保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。事故が起きた場合には（2）事故発生時のご注意 に記載のとおり、30日以内に取扱代理店または弊社にご連絡をお願いします。契約の満期、終了の場合は保険金の請求漏れがないか、ご確認ください。

(7) 被害者（事故の相手方）の先取特権（保険法施行日以降に発生した事故について適用されます。）

賠償責任に対する補償（特約）については、被害者（事故の相手方）に先取特権（被保険者に他の債権者がいる場合であっても、被害者が保険金から優先的に賠償金の支払いを受けられる権利）があります。

4. 共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の業務・事務の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

お問合せ先

1. 保険に関するお問合せ・ご相談・苦情	
○この重要事項説明書または保険証券記載の取扱代理店 または弊社営業部支店の電話番号までご連絡ください。 ○また、本店へお電話いただく際は右記までご連絡ください。	A I U保険会社 本店 電話 0120-75-7151（通話料無料）※ （受付時間：午前9時～午後5時 土・日・祝日・年末年始を除く）
2. 事故のご報告・保険金のご請求	
この重要事項説明書もしくは保険証券記載の取扱代理店、 または右記AIU事故受付センターまでご連絡ください。 （注）事故以外の各種お問合せは上記1.へお願いします。	A I U事故受付専用ダイヤル 電話 0120-01-9016（通話料無料）※ （受付時間：24時間 365日）
3. 弊社の契約する指定紛争解決機関	
弊社との間で問題を解決できない場合には、法律に定められた 指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンに解決 の申立てを行うことができます。詳細は右記ホームページをご 覧ください。	保険オンブズマン 電話 03-5425-7963 （受付時間：午前9時～12時、午後1時～午後5時 土・日・祝日・年末年始を除く） ホームページ：http://www.hoken-ombs.or.jp
取扱代理店：	

ご不明な点については、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

※IP電話をご利用の場合、IP電話の設定により通話料無料の電話番号がご利用になれない場合があります。